

徴収もれと過納をふせぐ源泉徴収の実務

給与以外の源泉徴収は、徴収もれが少なくありません。居住者に対する報酬・料金と非居住者・外国法人に対する各種対価などの支払いとで、大きく異なります。

1. 居住者に支払う報酬・料金等

源泉徴収の対象となる報酬料金等	留意点
原稿料・講演料・工業所有権の使用料等	外国語の通訳や手話通訳の報酬は対象外
弁護士・会計士・税理士等の報酬	経営コンサルタント等への報酬も含まれる
外交員等の報酬	外交員報酬で固定給として区分される部分は給与課税
役務提供にかかる契約一時金	スカウト時の一時金(引抜料)は該当する赴任費用として区分支給される実費相当額は対象外

2. 非居住者・外国法人に対する源泉徴収(日本の国内法上の規定)

源泉徴収の対象となる国内源泉所得	留意点
土地等の譲渡の対価	譲渡対価が1億円以下で、譲受人またはその親族の居住用として使用される場合は対象外
人的役務の提供事業の対価	プロ選手の移籍料やレンタル料等を含む
不動産等の貸付対価	海外勤務者からの借上社宅は該当
利子等	海外勤務者への社内預金は該当
貸付金の利子	外国銀行の日本支店からの借入金利子は該当
工業所有権・著作権等の使用料・対価	契約締結の際に支払う頭金や権利金等を含む
給与等および人的役務の提供の対価	勤務等が国内国外の双方に渡って行われる場合には、給与等のうち、国内の勤務等の期間に対応する部分が対象となる
匿名組合からの利益の分配	匿名組合員数の多少にかかわらず対象となる

(注) 非居住者・外国法人に対する源泉徴収

源泉徴収税率は、土地等の譲渡の対価は10%、利子等は15%、それ以外は原則20%ですが、租税条約に軽減規定があれば、優先して適用されます。

「租税条約に関する届出書」を提出すれば、軽減税率による源泉徴収が可能です。

お見逃しなく!

1. 税条約に基づく軽減税率の適用は過去に遡って受けることができるため、過納額については「還付請求書」を提出すれば、5年間は返還を受けることができます。
2. 国内に支店・営業所など恒久的施設を有する外国法人が一定の要件を満たす場合、その外国法人の所轄税務署長が発行する「源泉徴収の免除証明書」を受けた場合には、その交付を受けた日以後に支払う対価については、源泉徴収の必要はありません。